

「札幌版次世代住宅基準」に関する技術検討会議設置要綱

〔平成22年8月24日 都市局長決裁〕

（目的）

第1条 市民が取り入れやすい実効性のある省エネルギー住宅基準を策定するにあたり、幅広い分野の専門的な意見を反映した技術検討を行うため、「札幌版次世代住宅基準」に関する技術検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 会議は、札幌版次世代住宅基準（以下「基準」という。）の策定に向け、次の各号に掲げる事項の検討等を行う。

- (1) 目標とすべき省エネルギー性能や対象住宅の範囲等、基準が目指す目標・戦略を検討すること。
- (2) 新築・改修モデルの設定（複数）と費用対効果等の検証、法的課題等の整理を行うこと。
- (3) 普及促進に向けた誘導施策のあり方を検討すること。
- (4) 会議の検討結果を総括すること。

（構成）

第3条 委員は、技術検討に必要な学識経験を有するもの及び行政関係者により構成する。

- 2 会議の委員数は10名とする。
- 3 委員は、市長が委嘱又は指名し、その任期は、原則として平成23年3月までとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

（座長等）

第4条 会議に座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により選出する。
- 3 座長は会議を代表し、会務を総括する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は座長が招集し、座長が会議の議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 会議は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、会議において関係者の出席を求め、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第6条 委員は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市局建築部建築企画課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月24日から施行する。